

議案第 89 号

公の施設の指定管理者の指定について（バイオマス利活用施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

南あわじ市バイオマス利活用施設神代センター

南あわじ市バイオマス利活用施設北阿万センター

2 指定管理者となる団体

所在地 南あわじ市八木養宜上 1029 番地 8

名 称 南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合

組合長 広 瀬 哲 典

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

バイオマス利活用施設（2施設）

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写し）	P 1
指定管理者候補者団体概要書	P 2
指定管理を行う施設の事業計画書	P 5
指定管理に係る収支計画書	P 8
過去実績表	P 9
指定管理業務にかかる基本協定書（案）	P 11
指定管理業務にかかる年度協定書（案）	P 17

指定管理者指定申請書

令和5年9月25日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

団体名 南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合

団体住所 南あわじ市八木養宜 8

代表者名 組合長 広瀬 哲

電話番号

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする団体	名 称	南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合
	事務所の所在地	南あわじ市八木養宜上1029番地8
管理を行おうとする公の施設の名称	南あわじ市バイオマス利活用施設神代センター 南あわじ市バイオマス利活用施設北阿万センター	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> • 事業計画書 • 団体等の経営状況を説明する書類 • 収支計画書 • その他（ 団体概要書 ） 	
(事務処理欄)		

団体概要書

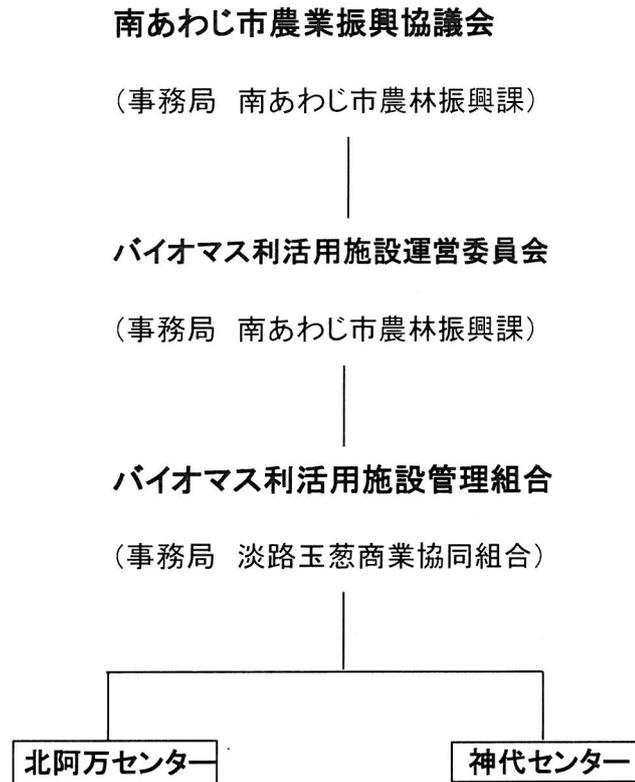
フリガナ 団体名称	ミミアヅ バイオマス リサイクルセンター 南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合			
フリガナ 代表者名	ヒロシ ツル 組合長 広瀬 哲典			
所在地	南あわじ市八木養宜上1029番地8			
電話番号	[REDACTED]		FAX番号	[REDACTED]
設立年月日	平成18年4月1日			
主な事業活動 (沿革等)	玉葱残さ処理施設の運営、管理に関する事。			
団体の特色及び 経営方針	適正な運営管理により、生活環境、公衆衛生の向上を図り農業振興を図る。			
免許・登録等				
構成員数 (構成団体数)	淡路玉葱商業協同組合 (37)			
指定管理 者制度担 当者	氏名	谷中 守	担当部署・役職	参事
	電話番号	[REDACTED]	FAX番号	[REDACTED]
	メールアドレス	[REDACTED]	その他	[REDACTED]

※ 団体の組織図については、別途添付すること

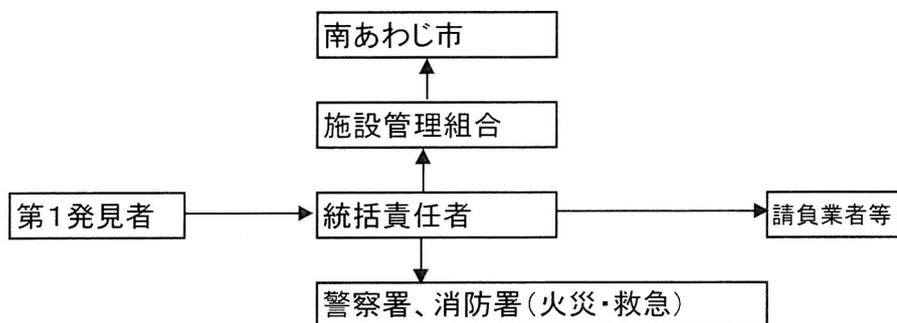
◎類似施設の管理運営に関する実績（民間の類似施設を含む）

施設の名称	所在地	業務の内容	管理運営の期間
バイオマス利活用施設神代センター	神代社家832	玉葱残さ処理施設の運営・管理	平成20年4月 ～令和6年3月
バイオマス利活用施設北阿万センター	北阿万伊賀野 486-4	玉葱残さ処理施設の運営・管理	平成20年4月 ～令和6年3月

○組織図



○緊急時の連絡体制



淡路玉葱商業協同組合 組合員名簿

2023.4.1

No.	組合員名	〒	住 所	☎(0799)
1	(株)赤穂商店	656-0455	南あわじ市神代国衙1077-1	42-5510
2	朝日物産(株)	656-0456	南あわじ市神代地頭方1550-1	42-0524
5	淡路協同物産(株)	656-0475	南あわじ市市三條732	42-3295
6	(株)旭洋淡路	656-0443	南あわじ市八木養宜上1029	42-0081
18	島田青果	656-0452	南あわじ市神代浦壁631	42-1046
20	百姓市場(株)	656-0516	南あわじ市賀集福井1613-1	54-0212
23	竹原物産(株)	656-0514	南あわじ市賀集975	54-0318
26	富永商事(株)	656-0425	南あわじ市榎列小榎列603	42-2345
30	中田青果(株)	656-0513	南あわじ市賀集野出83-6	53-1026
32	堤青果(株)	656-0477	南あわじ市市徳長73	42-4061
39	(株)藤本青果	656-0546	南あわじ市阿万東町212-2	50-5100
44	淡路中央冷蔵(株)	656-0461	南あわじ市市円行寺517-14	42-0098
46	(有)東中青果	656-0543	南あわじ市阿万塩屋町68	55-0776
47	(株)近藤青果商店	656-0661	南あわじ市阿那賀479-04	39-0384
49	仲田青果	656-0478	南あわじ市市439	42-0418
53	窪田青果	656-0446	南あわじ市八木寺内386	42-0613
61	先中青果	656-2121	洲本市安乎町平安浦1902	28-0663
62	向山青果	656-0017	洲本市上内膳197	22-3927
63	(株)山本商店	656-0511	南あわじ市賀集八幡中514-2	53-1423
65	(株)イーグリーン塩浜	656-0426	南あわじ市榎列大榎列1441-1	42-6000
67	赤穂青果冷蔵(有)	656-0541	南あわじ市阿万上町1024	55-1325
75	(有)カネカツ堀川青果	656-0477	南あわじ市市徳永462-2	42-4053
76	引田青果	656-0475	南あわじ市市三条1075	42-0622
77	(株)広瀬青果	656-0443	南あわじ市八木養宜上289-1	42-2567
78	(有)原田青果	656-0532	南あわじ市北阿万稲田南671	55-2037
79	兼三商店	656-0542	南あわじ市阿万吹上町1096-1	55-2255
82	山田商店	656-0441	南あわじ市八木入田324	42-4924
83	(有)村青	656-0444	南あわじ市八木大久保459	42-3004
85	(株)特産野菜ネット	656-0451	南あわじ市神代社家838	43-2233
86	(有)新家青果	656-1321	洲本市五色町鮎原中邑1005	32-0024
87	(有)三田青果	656-0426	南あわじ市榎列大榎列328	42-2830
88	東洋冷蔵(株)	656-0477	南あわじ市市徳長684-1	42-1212
89	(株)淡路フィール	656-0461	南あわじ市市円行寺517-57	42-7691
90	(有)山仙青果	656-1606	淡路市室津1278	84-1736
91	(株)前川青果	656-0313	南あわじ市松帆志知川712-1	20-7704
92	島育ち青果	656-0055	洲本市大野600	24-6633
93	淡路マルマサ・フード(株)	656-0531	南あわじ市北阿万伊賀野473-1	55-1777

事業計画書

I 管理運営の基本方針

(1) 施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方

- ・バイオマス利活用施設の適正な運営管理により、生活環境、公衆衛生の向上を図り、農業振興に資することを目的として管理運営を行う。

(2) 指定期間内における達成目標

- ・神代センター年間1,450トン処理、北阿万センター年間1,450トン処理
- ※ 参考資料「バイオマス利活用施設 各年度処理量」

II 利用者の施設利用に関する事項

(1) 施設利用の平等の確保への具体的な取組み

- ・南あわじ市バイオマス利活用施設条例及び施行規則を遵守し、公平な運用を行う。

(2) 施設利用者の増加への具体的な取組み

- ・市広報への掲載及び施設利用チラシの配布等により、農家及び淡路玉葱商業協同組合員への呼びかけを実施する。

(3) 利用者の意見、要望等の把握の方法

- ・各センターにおいてとりまとめ、毎月の利用実績と併せて南あわじ市へ報告する。

(4) 利用者の苦情等への対処方法

- ・原則、各センターにおいて対応し、南あわじ市へ報告する。

III 組織体制、人員配置等

(1) 組織体制、人材の確保に関する具体策

- ・管理組合において常勤職員を配置し、管理運営を統括する。

(2) 職員の配置計画

- ・神代センターに常勤職員1名及び臨時職員1名、北阿万センターに常勤職員2名を配置し、施設の管理運営及び各作業を行う。

(3) 人材育成方針及び職員研修に関する計画等

- ・防犯、防災対策等の緊急時の対応等において随時研修を実施する。

(4) 人員確保にかかる地元雇用について

- ・現在雇用している職員はすべて地元雇用であり、今後も継続して地元雇用を実施する。

(5) その他施設を安定して管理運営を実施するための人間的な手法等

- ・管理組合において連携し、人員確保を図る。

IV 施設・設備の維持管理

(1) 施設・設備の管理体制

- ・ 統括者1名、各施設常勤1名。異常発生時は、南あわじ市及び設備会社等各方面へ連絡。

(2) 施設設備の適切な維持管理への取組み

- ・ 市内設備会社と契約を締結し、メンテナンスを実施する。

(3) 効率的な維持管理を実施するための考え方（経費の縮減）

- ・ 施設及び設備管理に常に注意を払うとともに、定期的なメンテナンスを計画的に実施することで経費節減、修繕費の抑制につなげる。

V 安全管理への取組み

(1) 施設・設備にかかる安全管理への取組み

- ・ 各施設において動作確認等の日常点検を実施し、修繕が必要な場合は速やかに対応する。大規模な修繕等が必要と思われる場合は、南あわじ市へ連絡の上、協議する。

(2) 災害や事故の防止への取組み

- ・ 災害、事故等が発生した場合は、南あわじ市へ直ちにその状況を報告するとともに安全を第1義として考え対応する。

(3) 緊急時の対応

- ・ 緊急時の連絡体制を整え、不測の事態が生じたときは、警察、消防、南あわじ市へ連絡等を取り、応急措置をとる。

VI 個人情報に関する事項

(1) 個人情報の保護に関する具体的な取組み

- ・ 個人情報の保護に関する法律及び南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守する。
- ・ 個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することがないように努める。
- ・ なお、具体的な取組みについては、別添「個人情報取扱特記事項」に基づき対応する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、この協定による個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、指定の期限が満了し、又は指定を取り消された後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 指定管理者は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは市の承諾を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため市から提供された個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。指定管理者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために、市から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10条 指定管理者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、指定管理者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

収 支 計 画 書

（神代センター・北阿万センター合計）

項目	年度	R6	R7	R8	合計	備考	
収入	利用料収入	37,950	37,950	37,950	113,850	13,000円*1,350t 14,000円*1,350t 7,500円*200t	
	前期繰越収支差額						
	指定管理料	24,091	24,091	24,091	72,273	委託料 9,026千円 下水道使用料相当 13,565千円 農家利用相当 1,500千円	
	自主事業収入						
	収入合計	62,041	62,041	62,041	186,123		
支出	人件費	13,000	13,000	13,000	39,000	オペレーター	
	需用費	光熱水費	17,911	17,911	17,911	53,733	電気・水道（4,346千円） 下水道（13,565千円）
		燃料費	1,750	1,750	1,750	5,250	
		薬品費	2,450	2,450	2,450	7,350	苛性ソーダ、タマブラン
		車両費	800	800	800	2,400	フォークリフトリース料、修繕料
		その他	300	300	300	900	消耗品等
	役務費	30	30	30	90	共済保険	
	施設管理費	保守点検	300	300	300	900	設備点検
		修繕費	4,600	4,600	4,600	13,800	
		施設使用料	1,900	1,900	1,900	5,700	借地料・施設使用料
	使用料・手数料	17,000	17,000	17,000	51,000	処理費（寺内堆肥センター・全淡建設）・衛生費	
	その他	500	500	500	1,500	水質検査費等	
	消費税	1,500	1,500	1,500	4,500		
	支出合計	62,041	62,041	62,041	186,123		
収支差額	0	0	0	0			

【収入増に向けた取り組み】

処理量は企業努力と協力により、処理能力に応じて安定的に処理を行う。
年間処理計画 2,900 t

【経費削減に向けた取り組み】

施設及び設備管理に常に注意を払うとともに、定期的なメンテナンスに努め、修繕費の抑制につなげる。

バイオマス利活用施設(神代・北阿万センター) 各年度処理量

単位:kg

年度	合計	内農家助成合計 処理量	神代センター	内農家助成 処理量	北阿万センター	内農家助成 処理量	備考
R4	2,573,790	75,320	1,162,390	9,380	1,411,400	65,940	年間実績
R3	2,713,464	185,144	1,230,310	40,040	1,483,154	145,104	年間実績
R2	4,963,861	285,891	2,035,940	60,030	2,927,921	225,861	年間実績
R1	5,260,381	165,146	2,664,262	72,518	2,596,119	92,628	年間実績
H30	3,899,472	67,580	2,363,987	47,185	1,535,485	20,395	年間実績
H29	3,033,880	67,185	719,568	13,680	2,314,312	53,505	年間実績(神代は周辺から苦情があり、11月7日～3月末まで施設停止)
H28	3,662,861	218,300	2,135,035	136,610	1,527,826	81,690	年間実績 べと病大発生
H27	2,654,421	11,030	1,451,862	11,030	1,202,559	0	年間実績
H26	2,536,722	19,470	1,530,533	8,950	1,006,189	10,520	年間実績
H25	2,069,759	39,425	1,040,693	2,290	1,029,066	37,135	年間実績(他に賀集炭化48,440、八木炭化100,665)
H24	2,207,370	41,006		2,481		38,525	年間実績(5施設での処理量)
H23	2,483,170	38,230					年間実績(5施設での処理量)
H22	1,533,750	11,439					年間実績(5施設での処理量)
H21	750,020	14,291					年間実績(5施設での処理量)
H20	315,550	10,254					年間実績(3施設での処理量、倭文・賀集・北阿万)

収 支 決 算 書 (令和3年度)

項目		予算額 (千円)	決算額 (千円)	神代 (千円)	北阿万 (千円)	利活用組合 (千円)	備考	
収入	利 用 料 収 入	27,500	37,797	18,063	19,734			
	前期繰越収支差額							
	自主事業収入							
	指定管理料	9,700	9,700	4,800	4,866	34		
	その他							
	収入合計	37,200	47,497	22,863	24,600	34		
支出	人 件 費	10,950	12,682	5,861	6,821		オペレーター	
	需用費	光 熱 水 費	4,000	4,489	2,812	1,677		電気・水道
		燃 料 費		1,614	708	906		
		薬 品 費		1,678	1,110	568		
		車 両 費		576		576		
		その他	150	553	313	240		事務用品等
	役 務 費							
	施設管理費	保 守 点 検 費	1,285	288			288	
		修 繕 費	9,815	4,367	2,581	1,786		施設修繕
		その他						
	使用料・手数料	11,000	14,698	6,663	8,035		処理費(寺内・全淡)	
	自主事業費							
	施設使用料		1,846	1,200	646		借地料・使用料	
	その他		1,319	311	1,008		水質検査・備品購入等	
支出合計	37,200	44,110	21,559	22,263	288			
収 支 差 額	0	3,387	1,304	2,337	▲ 254			
消 費 税 額		1,588	666	922				
純 利 益		1,799	638	1,415	▲ 254			

収 支 決 算 書 (令和4年度)

項目		予算額 (千円)	決算額 (千円)	神代 (千円)	北阿万 (千円)	利活用組合 (千円)	備考	
収入	利 用 料 収 入	34,800	35,308	16,253	19,055			
	前期繰越収支差額							
	自主事業収入							
	指定管理料	9,700	9,700	4,800	4,800	100		
	その他							
	収入合計	44,500	45,008	21,053	23,855	100		
支出	人 件 費	15,664	12,412	5,032	7,380		オペレーター	
	需用費	光 熱 水 費	3,847	4,134	2,452	1,682		電気・水道
		燃 料 費		1,720	387	1,333		
		薬 品 費		2,436	1,279	1,157		
		車 両 費		705		705		
		その他	1,208	299	299			事務用品等
	役 務 費	62	29	29			共済保険	
	施設管理費	保 守 点 検 費	600	0				
		修 繕 費	9,640	3,865	1,659	2,206		施設修繕
		その他						
	使用料・手数料	11,600	15,162	7,618	7,544		処理費(寺内・全淡)	
	自主事業費							
	施設使用料	1,740	1,846	1,200	646		借地料・使用料	
	その他	139	554	275	279		水質検査等	
支出合計	44,500	43,162	20,230	22,932	0			
収 支 差 額	0	1,846	823	923	100			
消 費 税 額		1,290	535	755				
純 利 益		556	288	168	100			

南あわじ市バイオマス利活用施設の指定管理業務に関する基本協定書（案）

南あわじ市（以下「市」という。）と南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市バイオマス利活用施設（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の事項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第206号）第6条の規定により指定管理者に指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 市が指定管理者に管理を行わせる施設は、別表に掲げる施設とし、指定管理者が行う業務の範囲は、南あわじ市バイオマス利活用施設条例（平成18年南あわじ市条例第24号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 施設の利用の許可及びその取消し並びに施設の維持管理に関すること。
- (2) 利用者が施設の設備を損傷し、若しくは滅失したときにおける損害賠償の手続きに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者の責務）

第3条 指定管理者は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、施設が円滑に運営されるように管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施設を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。
- 4 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（指定期間）

第4条 市が指定管理者を指定管理者として指定する期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 2 管理業務にかかる事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務委託料）

第5条 指定管理者が第2条に規定する管理業務に対する委託料の額は、年度協定書にて定める。

(利用料金)

第6条 施設の利用料金については、条例第11条の規定に基づき、指定管理者が徴収するものとする。

(施設設備等の維持管理費等)

第7条 施設設備等の大規模改修、改造、増築、1件あたり50万円を超える修繕に係る費用については、市と協議することとする。なお、前述する額には、消費税、地方消費税等を含むものとする。

2 施設の管理運営上、必要な日常経費、物品の更新に要する費用等は指定管理者の負担とするものとする。

(業務報告)

第8条 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を市に報告しなければならない。

(1) 業務の月報

(2) 実施した内容及び実績

2 市は、管理業務の適正を期するために指定管理者に対し前項に掲げるもののほか、管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は、必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第9条 指定管理者は、毎事業年度終了後、2箇月以内に当該施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を市に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 施設の利用状況及び利用拒否等の件数及び事由

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理に係る経費の収支状況

(指定の取消し等)

第10条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号の他指定管理者が施設の管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 指定管理者が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3箇月前までに市の承諾を得なければならない。

3 市は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、市は、廃止しようとする日の30日前までに指定管理者に通知しなければならない。

4 前2項により、指定管理者の指定が取消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

(損害の賠償)

第 11 条 指定管理者は、施設の管理業務の履行にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第 12 条 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報保護)

第 13 条 指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を厳守しなければならない。

(協定の改定)

第 14 条 施設の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第 15 条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度市と指定管理者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市、指定管理者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

市 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

南あわじ市長 守 本 憲 弘

指定管理者 兵庫県南あわじ市八木養宜上 1029 番地 8
南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合
組合長 広 瀬 哲 典

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、この協定による個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、指定の期限が満了し、又は指定を取り消された後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 指定管理者は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは市の承諾を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため市から提供された個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。指定管理者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために、市から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10条 指定管理者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、指定管理者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別表（第2条関係）

名 称	所 在 地
南あわじ市バイオマス利活用施設 神代センター	南あわじ市神代社家 832
南あわじ市バイオマス利活用施設 北阿万センター	南あわじ市北阿万伊賀野 486-4

南あわじ市バイオマス利活用施設の指定管理業務に関する年度協定書（案）

南あわじ市（以下「市」という。）と南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合（以下「指定管理者」という。）とは、令和6年●月●日に、南あわじ市バイオマス利活用施設（以下「施設」という。）の管理運営に関して締結した、南あわじ市バイオマス利活用施設の指定管理業務に関する基本協定書の第5条の規定（以下「基本協定」という。）に基づき、施設の指定管理業務に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

記

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、施設の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）の各年度の業務内容及び管理業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（指定管理料）

第3条 市は、管理業務の対価として金24,091,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。ただし、指定管理料のうち9,026,000円は管理業務への対価、13,565,000円は下水道使用料に係る対価、1,500,000円は農家利用に係る対価とする。

2 前項に規定する下水道使用料及び農家利用に係る対価は実績により増減するものとする。

3 前2項の対価は、指定管理者の請求により、必要に応じて分割にて支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 基本協定又は年度協定に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、これを定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、市と指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

市 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市長 守本 憲弘

指定管理者 兵庫県南あわじ市八木養宜上1029番地8
南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合
組合長 広瀬 哲典